

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、鹿児島県における教育文化の発展に寄与し、併せて第55条第1項に規定する組合員の福利厚生の上昇を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鹿児島県の教育及び文化の振興に関する事業
- (2) 組合員及びその親族を対象とする共済事業及び組合員を対象とする貸付事業などの福利厚生事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、鹿児島県において行うものとする。

(法令順守)

第5条 この定款に規定のない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）、その他の法令の規定に従う。

第2章 資産及び会計

(基本財産等)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的

を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(剰余金の分配禁止)

第7条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(会 計)

第8条 この法人の会計は、実施事業等会計、その他会計及び法人会計に区分し、経理する。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第4号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68

号) 第 64 条において準用する同規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号及び第 3 号の書類を除き、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 この法人は、前項の評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(計算書類等の備え置き)

第12条 この法人は、前条第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

第 3 章 機 関

第 1 節 機関の設置

(機関の設置)

第13条 この法人に、評議員、評議員会、理事、理事会、監事及び会計監査人を置く。

- 2 この法人と評議員、理事、監事及び会計監査人との関係は、民法（明治 29 年法律第 89 号）の委任の規定に従う。
- 3 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を、監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(報酬等)

第14条 評議員、理事及び監事に対しては、報酬等（報酬、その他職務遂行の対価として、この法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）を支給しない。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める常勤役員の報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。
- 3 評議員、理事、監事及び会計監査人に対しては、その職務を遂行するために必要とする費用を支弁することができる。

第 2 節 評議員

(評議員の設置)

第15条 この法人に、組合員から選任される評議員 30 人以上 40 人以内を置く。
2 評議員に異動があったときには、2 週間以内に登記しなければならない。

(租税特別措置法第 40 条の要件を満たす定め)

第16条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の選任及び解任)

第17条 この法人の評議員の選任及び解任については、法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員会に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 4 評議員選任決議は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 評議員会は、第 15 条第 1 項で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 6 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 7 第 5 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 評議員は第15条第1項に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第3節 評議員会

(評議員会の構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第20条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額及び支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催及び招集)

第21条 定時評議員会は、毎事業年度の終了後、3箇月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

3 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集の決定)

第22条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 評議員会を招集するには、理事長（法人法第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員）は、評議員会の1週間前までに、各評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

（評議員会の議長）

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（評議員会の決議）

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項又は第38条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（評議員会の議事録）

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第4節 理 事

（理事の設置）

第26条 この法人に、理事12人以上16人以内を置く。

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事、2人以内を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(租税特別措置法第40条の要件を満たす定め)

第27条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の選任)

第28条 理事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、再任されることができる。
- 4 理事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、担当業務を執行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の解任)

第31条 理事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第5節 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 法人法第198条において準用する法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく法人法第111条第1項の責任の免除

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会の招集をすることができる。

5 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が出席しないときは、その理事会の議長は、出席した理事の中から互選により選出するものとする。

(理事会の決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第6節 監事

(監事の設置)

第38条 この法人に、監事3人又は4人を置く。

(租税特別措置法第40条の要件を満たす定め)

第39条 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(監事の選任)

第40条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(監事の任期)

第41条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 監事は、再任されることができる。
- 4 監事は、第38条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(監事の職務及び権限)

第42条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事会への出席義務等)

第43条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長（第34条第2項に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

(監事の選任に関する監事の同意等)

第44条 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事長に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(監事の解任)

第45条 監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(監事の選任等についての意見の陳述)

第46条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨及び評議員会の日時及び場所を通知しなければならない。

第7節 会計監査人

(会計監査人の設置)

第47条 この法人に、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第48条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第49条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の職務及び権限)

第50条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令に定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の解任)

第51条 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。

3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によって定めた監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(会計監査人の選任に関する監事の同意等)

第52条 理事は、次に掲げる行為をするには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(1) 会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出すること。

- (2) 会計監査人の解任を評議員会の目的とすること。
 - (3) 会計監査人を再任しないことを評議員会の目的とすること。
- 2 監事は、理事に対し、次に掲げる行為をすることを請求することができる。
- (1) 会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出すること。
 - (2) 会計監査人の選任又は解任を評議員会の目的とすること。
 - (3) 会計監査人を再任しないことを評議員会の目的とすること。

(会計監査人の選任等についての意見の陳述)

第53条 監事は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

- 2 会計監査人を辞任した者及び解任された者は、辞任後又は解任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任についてその意見を述べるができる。
- 3 理事長は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びに評議員会の日時及び場所を通知しなければならない。

第8節 役員 の 損害賠償責任

(役員 の 損害賠償責任 の 免除又は限定)

第54条 この法人は、理事又は監事の法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の損害賠償責任について、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

- 2 前項の損害賠償責任について、外部理事又は外部監事を置く場合は、法人法第198条において準用する法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。

なお、責任の限度額は、法人法第198条において準用する法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第4章 組合員及び事務局

(組合員)

第55条 この法人の組合員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公立学校共済組合鹿児島支部の組合員、ただし市町村費（給与）支弁職員及び再任用の組合員は除く。

- (2) この法人の常勤の役職員
 - (3) 公立学校共済組合鹿児島支部の組合員の関係者で、評議員会において認められた者
 - (4) 前各号の退職者
- 2 組合員は、評議員会において別に定める運営規則により、この法人に掛金等を支払う。

(事務局の設置)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第5章 雑 則

(定款の変更)

第57条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解 散)

第58条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第59条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告方法)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委 任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は六反省一、副理事長は下馬場学、野呂正和とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は福山徳治、常務理事は喜入拓司、尾平野亮とする。
- 5 この法人の最初の会計監査人は、重久善一（監査法人北三会計社）とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
海老原泰彦、領家ひろ子、高瀬茂、中村恭子、福ヶ迫健一、橋本直行、木ノ脇智博、立神光司、須留原幸子、片野坂重浩、長田富昭、一松荘八、東昭彦、高幸広、瀬戸口典久、窪田聡美、朝沼浩、朝野竜輔、森田敏夫、笛田美和子、恒吉寿美、田之上浩樹、佐藤一祐、三輪浩、栢木義行、美坂健太郎、成田清、岩下伸郎、南芳浩、中島治、村久木敏典、清藤幸一、篠原康之、大山涼子、喜平和隆、大津修一
- 7 この定款施行の際、現に財団法人鹿児島県教職員互助組合の組合員又は職員にあるものは、引き続き組合員又は職員とする。

附 則

この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。